

令和7年(1月～10月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上之死傷災害)により作成

※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

※ 新型コロナウイルス感染症のり患者数を除く

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

【表1 業種別の労働災害発生状況】

尼崎労働基準監督署

業 種		令和7年(1月～10月)				前 年 同 期				前 年 比 較			
		死傷者数 (人)		構成比 (%)		死傷者数 (人)		構成比 (%)		増減数 (人)		増減率 (%)	
全 産 業		316	(1)	100.0%	(100.0%)	310	(1)	100.0%	(100.0%)	6	()	1.9%	()
第 一 ・ 二 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 含 む)		154	(1)	48.7%	(100.0%)	149	(1)	48.1%	(100.0%)	5	()	3.4%	()
製 造 業		64		20.3%	()	60		19.4%	()	4	()	6.7%	(-)
鉱 業		1		0.3%	()				()	1	()	-	(-)
建 設 業		24		7.6%	()	30		9.7%	()	-6	()	-20.0%	(-)
運 輸 交 通 業		49	(1)	15.5%	(100.0%)	42		13.5%	()	7	(1)	16.7%	(-)
貨 物 取 扱 業		12		3.8%	()	12		3.9%	()		()		(-)
農 林 業		2		0.6%	()	1	(1)	0.3%	(100.0%)	1	(-1)	100.0%	(-100.0%)
畜 産 ・ 水 産 業		2		0.6%	()	4		1.3%	()	-2	()	-50.0%	(-)
第 三 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 除 く)		162		51.3%	()	161		51.9%	()	1	()	0.6%	(-)
商 業	卸 売 業	3		0.9%	()	2		0.6%	()	1	()	50.0%	(-)
	小 売 業	30		9.5%	()	24		7.7%	()	6	()	25.0%	(-)
	上 記 以 外 の 商 業	18		5.7%	()	10		3.2%	()	8	()	80.0%	(-)
	計	51		16.1%	()	36		11.6%	()	15	()	41.7%	(-)
通 信 業		6		1.9%	()	8		2.6%	()	-2	()	-25.0%	(-)
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	14		4.4%	()	16		5.2%	()	-2	()	-12.5%	(-)
	社 会 福 祉 施 設	33		10.4%	()	45		14.5%	()	-12	()	-26.7%	(-)
	上 記 以 外 の 保 健 衛 生 業				()				()		()	-	(-)
	計	47		14.9%	()	61		19.7%	()	-14	()	-23.0%	(-)
接 客 娛 楽 業	飲 食 店	15		4.7%	()	17		5.5%	()	-2	()	-11.8%	(-)
	ゴ ル フ 場				()				()		()	-	(-)
	上 記 以 外 の 接 客 娛 楽 業	3		0.9%	()	4		1.3%	()	-1	()	-25.0%	(-)
	計	18		5.7%	()	21		6.8%	()	-3	()	-14.3%	(-)
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業	4		1.3%	()	6		1.9%	()	-2	()	-33.3%	(-)
	廃 棄 物 処 理 業	12		3.8%	()	3		1.0%	()	9	()	300.0%	(-)
	上 記 以 外 の 清 掃 ・ と 畜 業	1		0.3%	()	2		0.6%	()	-1	()	-50.0%	(-)
	計	17		5.4%	()	11		3.5%	()	6	()	54.5%	(-)
そ の 他 の 事 業	警 備 業	4		1.3%	()	6		1.9%	()	-2	()	-33.3%	(-)
	上 記 以 外 の そ の 他 の 事 業	12		3.8%	()	11		3.5%	()	1	()	9.1%	(-)
	計	16		5.1%	()	17		5.5%	()	-1	()	-5.9%	(-)
金 融 広 告 業		3		0.9%	()	3		1.0%	()		()		(-)
映 画 演 劇 業					()				()		()	-	(-)
教 育 研 究 業		3		0.9%	()	4		1.3%	()	-1	()	-25.0%	(-)
官 公 署		1		0.3%	()				()	1	()	-	(-)
(陸 上 貨 物 運 送 業)		53	(1)	16.8%	100.0%	50		16.1%		3	(1)	75.0%	(-)

注 第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種の一〇業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。